

エスモビ SIM 利用規定

第1章 総則

第1条 (利用規定の適用)

1. 本利用規定は、ソフィア総合研究所株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「エスモビ SIM」（以下「本商品」といいます） および本商品を媒介としたインターネット回線の利用サービス（以下、「本サービス」といいます）の利用条件について定めるものです。本商品および本サービスのご利用にあたっては、本利用規定をよくお読みのうえ、ご理解のうえでお使いください。本利用規定を引用する契約書、申込書等の所定欄における同意の意思表示または本商品のご利用開始をもって、本利用規定に同意したものとみなします。
2. 利用者が本商品および本サービスを利用するにあたっては、本利用規定が適用されます。なお、当社は本利用規定を変更することがあります。この場合には、本商品の利用条件は変更後の利用規定によります。
3. 当社は、本利用規定（変更があった場合は変更後の利用規定）を、当社が運営するウェブサイト（<http://sri.jp/>）において掲載いたします。

第2条 (本商品の種類)

1. 本商品には、次の種類があります。なお、次の商品のうちプリペイド SIM、月額課金 SIM はいずれも“エスモビトーク”等の音声通信サービスが付加されていないデータ通信専用の商品（3G ネットワーク“FOMA 網”または LTE ネットワーク“Xi 網”によるデータ通信サービス、インターネット接続サービスを提供する商品）であり、利用者自らが通信端末機器（第3条参照）を用意する必要がある商品です。本商品の種類別の具体的なプランにつきましては、当社までお問い合わせください。

種類	内容
プリペイド SIM	本サービスの利用開始時に、その利用価格として予め一定期間分の利用料金を支払うことにより、利用開始日から起算した一定の期間中（以下、「利用期間」といいます。）サービスを利用できる商品。仕様の別に応じて、各種の商品があり、その内容の詳細は、本規約・別表または個別の契約時に定めます。
月額課金 SIM	本サービスの利用開始時の初期費用の他、毎月月額でサービスの利用料が発生する商品。回線の種類、帯域制限の有無、利用期間の区別等に応じて各種の商品があり、その内容の詳細は、本規約・別表または個別の契約時に定めます。
エスモビサービス用 SIM	当社が、利用者に対し、IP 電話通信サービス“エスモビ”としてサービスを提供している（＝エスモビトーク、通信端末機器等とセットで提供する場合）お客様限定の商品。この場合の料金はエスモビの料金に含まれますので、SIM カード単体での初期費用、月額費用等の支払は発生しません。※現在、新規サービスとしての提供は行っておりません。ご了承ください。

2. 下記の事項については、前項の区分に関わらず、共通の仕様となります。

■【カバーエリア】

NTT ドコモ社の Xi エリアおよび FOMA エリアに準じます。(FOMA プラスエリアを含む。但し、使用端末機種に依存します。)

※LTE 回線をご利用の場合であっても、Xi エリア範囲外における通信については FOMA 回線 (3G 回線) での通信となりますので、あらかじめご了承ください。

■【トラフィックコントロール】

NTT ドコモ社の定める基準および当社の定める基準にて、通信速度の制限を実施する場合があります。

■【アクセス回線通信方式】

HSPA 方式

■【アクセスポイント】

APN 共有

第3条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、当社が携帯電話事業者 (次条で定義します) から提供を受けたデータ通信サービスおよびインターネット接続サービスを、利用者に対し提供するものです。そのため、利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定めることについて了承するものとします。

(1) 当社と携帯電話事業者の間におけるデータ通信サービスおよびインターネット接続サービスの提供にかかる契約が終了することにより、本サービスの提供が不可能となり、当社と利用者間の本商品および本サービスの利用にかかる契約が解約される場合があること。この場合に利用者 と携帯電話事業者の間に直接の契約が締結される場合は、当社は、携帯電話事業者に対する申込み等の手続を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。

(2) 当社と携帯電話事業者の間におけるデータ通信サービスおよびインターネット接続サービスの提供にかかる契約の条件が変更されたことに伴い、本商品および本サービスの利用条件が変更される場合があること。

2. 前項各号に定める場合には、当社は、利用者に対し、事前に告知するものといたします。

第4条 (用語の定義)

本利用規定において使用する用語の意味は、次の通りとします。

用語	用語の意味
エスマビ	当社が、利用者に対し、“エスマビご利用約款”の定めるところにより提供する FOMA 通信網を使用した IP 電話通信サービスであって、エスマビトーク、通信端末機器等とセットで本商品を提供することにより実現されるもの。

通信端末機器	技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める機器であり、かつ、SIMロックがかけられていないものであって、利用者が本商品を利用するために別途用意する通信機器。
携帯電話事業者	当社とデータ通信サービスおよびインターネット接続サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している事業者
ワイヤレスデータ通信	携帯電話事業者の提供による無線データ通信
無線LAN提供事業者	当社と公衆無線LANサービスの提供にかかる契約を締結している電気通信事業者
無線LAN通信	無線LAN提供事業者の提供による無線データ通信
IP電話提供事業者	当社とモバイルIPフォンサービスの提供にかかる契約を締結している電気通信事業者
音声サービス	回線交換音声サービスおよびモバイルIPフォンサービスの総称
回線交換音声サービス	回線交換方式による音声通信サービス
音声オプションサービス	回線交換音声サービスに関するオプションサービス
モバイルIPフォンサービス	音声等をデジタル化し、インターネットプロトコル（IP）を用いて伝送することにより行う音声通信サービス
料金月	契約日（ただし、商品によっては当社が他の日を指定することがあります）を起算日とし、1の暦月における起算日（該当日がない場合は当該暦月の末日とします。以下、同様とします）から次の暦月における起算日の前日までの期間を料金月とします。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者（携帯電話事業者、無線LAN提供事業者およびIP電話提供事業者を含みます）
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する電気通信事業者
3G（回線）	ITU（国際電気通信連合）によって定められた「IMT-2000」標準に準拠したデジタル携帯電話第3世代の携帯電話方式（の回線）

LTE（回線）	第3世代(3G)携帯電話のデータ通信を高速化した規格（の回線）。第3.9世代とも呼ばれる。
オプションサービス	本商品の利用に伴う追加サービスとして当社が提供するSMS等のサービスの総称
SMS	<p>本商品のオプションサービスとして追加できるショートメッセージサービス</p> <p>※本サービスの利用開始時にのみ追加が可能なサービスです。利用後に追加することはできませんのでご注意ください。</p>

第5条（商品内容の変更）

1. 当社は、本商品の内容または名称を予告なく変更することがあります。
2. 前項の変更がある場合には、当社ウェブサイトにおいて告知いたします。

第6条（当社からの告知）

1. 当社が必要と判断した場合、当社は、本商品または本サービスのご利用に関して必要となる事項を、当社ウェブサイトにおいて随時告知いたします。
2. 当社が必要と判断した場合、当社は、本商品のご利用に関して必要となる事項を、ユーザー登録をしている利用者に対し、その指定する連絡先宛てに個別に通知することがあります。当社がユーザー登録をしている利用者に対しその指定する連絡先に個別の通知を行った場合は、当該利用者に対する当社の通知義務は果たされたものとします。

第2章 利用の開始および終了

第1節 プリペイドSIM

第7条（利用の開始）

1. 利用者は、プリペイドSIMの利用を開始するにあたっては、当該商品の利用の申込み後、当社指定のアドレス sim_reg@smobi.jp へご連絡をいただいた上で、それに対して当社が返信する「APN設定情報」を、通信端末機器に設定していただくことが必要となります。プリペイドSIMのご利用が可能な通信端末機器は、技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める機器であり、かつ、SIMロックがかけられていないものであることが必要です。詳細は、当社ウェブサイトをご参照ください。
2. 前項の手続において、「APN設定情報」を当社が受信した日をもって利用開始日とします。
3. 利用者が所定の期間内に利用を開始しない場合、当該商品を利用することができなくなる場合があります。

4. 本サービスの内容に改良・規格の変更等があった場合には、本商品の仕様上、購入されたプリペイドSIMがご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、当社指定のアドレスへご連絡いただいた時点で、当社よりその旨ご連絡の上、新規格に対応したSIMを送付させていただきます。

第8条（利用期間）

1. プリペイドSIMは、利用期間に応じ、次の2種類があります。

プラン名	利用期間
エスマビ6	180日間
エスマビ12	365日間

2. 前項の利用期間は、「APN設定情報」を当社が受信した日から起算するものとします。

第9条（利用期間の終了）

1. プリペイドSIMは、利用期間の満了の時点で自動的にサービスの利用が不可能となります。
2. 本商品は“使いきり”のサービスのため、前項により利用期間が終了した場合には、利用者は、本商品の利用を継続すること（再チャージによる継続利用）ができません。
3. 利用者は、当社に対し、途中解約を含め、既に支払済みの商品代金の返還を求めることができません。
4. SIMカードは当社から利用者に貸与されるものです。ご利用期間の終了後は第36条に従い、当社にご返却いただくことが必要です。

第2節 月額課金SIM

第10条（申込み）

1. 月額課金SIMの利用にあたっては、本利用規定に同意したうえで、当社所定の方法により申込みを行うものとします。なお、月額課金SIMのご利用が可能な通信端末機器は、技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める機器であり、かつ、SIMロックがかけられていないものであることが必要です。詳細は、当社までお問い合わせください。
2. 月額課金SIMの利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了した日、または当社との間で別個の契約書を締結した日に成立するものとします。なお、利用料金の計算は、この利用契約において別に定める利用開始日（特に定めがない場合には、プリペイドSIMと同様に「APN設定情報」の通知日をもって利用開始日とします。）より開始されます。

第11条（利用期間）

1. 月額課金SIMの利用契約は、最低利用期間を1年とした上で、利用期間を1カ月単位とする契約とします。ただし、個別の利用契約によって、これと異なる期間を定めた場合はこの限りではありません。
2. 利用期間がある契約の場合、利用期間の満了日において特段の意思表示がない場合には、利用契約は1カ月単位で自動更新されます。
3. 利用者が、最低利用期間内に途中解約した場合、違約金として、最低利用期間（1年間）の残期間に月額基本料を乗じた金額に相当する金額をお支払いいただきます。

第12条（利用者による解約）

1. 利用者が月額課金SIMの利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の書面の提出およびSIMの返却により解約申込みを行うものとします。
2. 最低利用期間が定められている場合に、その期間内において前項の解約申込みを行うときは、最低利用期間満了時までの残期間分の月額基本使用料合計額の違約金の支払いが必要となります。
3. 利用契約の解約日は、原則として解約申込日の属する暦月の末日とし、月額基本使用料の日割り計算は行わないものとします。ただし、解約日の取扱いについては、当社の解約処理の都合上、以下に定めるような制約があります。
 - ・各月20日までに解約申込みを行った場合：当月末日をもって解約日とします。
 - ・各月21日以降に解約申込みを行った場合：翌月末日をもって解約日とします。
4. 当社の解約手続の都合上、解約日以降の一定期間内において月額課金SIMを利用できる場合がありますが、この一定期間内に利用があった場合は、解約日は最後の利用日となります。この場合、当月の月額基本使用料をいただくこととなりますのでご注意ください。

第3節 エスモビサービス用SIM

第13条（エスモビサービス用SIM）

1. エスモビサービスをご契約の際、当社は、通信端末機器にあらかじめSIMカードをセットした状態で提供しますが、当該SIMカードは当社よりの貸与品となります。エスモビサービスご解約の際には、SIMカードはご返却ください。
2. SIMカードの貸与料金は、月額基本料に含まれています。

第3章 料 金

第1節 プリペイドSIM

第14条（料金の一括払い）

1. プリペイドSIMは一定の期間におけるご利用について、あらかじめ一括してサービス利用料金をお支払いいただく商品です。
2. 前項の利用料金は、プリペイドSIMの代金としてお支払いいただきます。初期費用、月額基本使用料等のサービス利用料金は全てこの代金に含まれます。料金プランは、以下の2種類です。

課金方法	回線	プラン名	初期費用
代金一括	3G	エスモビ6	28,500円
		エスモビ12	54,000円

※SIMサイズには、標準・Micro・Nanoの3種類があります。

※料金は税込での表記となります。

3. 当社は、その利用開始の前後を問わず、また、いかなる理由であっても既に受領した本条の料金を返金しません。

第2節 月額課金SIM

第15条（料金の支払）

1. 月額課金SIMの利用者は、利用開始日から利用期間満了日または解約日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
2. 月額課金SIMのご利用には、初期費用として、3,000円（税抜）がかかります。月額費用については、別途、個別の利用契約で定めるものとします。詳細については、当社までお問い合わせください。
3. 利用料金は、初期費用および月額費用（月額基本料等）によって構成されます。それぞれの請求、支払期日は、個別の契約に特段の定めのない限り、下記の通りとします。
 - ・初期費用：最初の月額費用の請求の際に合算して、請求いたします。
 - ・月額費用：利用開始日の属する月及び各月の末日を締め日とし、その翌月に当社より請求いたします。利用者は、請求日の属する月の末日に支払うものといたします。
3. 月額費用は、固定額としての月額基本使用料とオプション料（SMS等にかかる通信費も含みます）から構成されます。
4. 月額基本使用料は、個別の契約に特段の定めのない限り日割り計算いたしません。利用契約の開始月、解約月ともに、月額基本料をいただきますのでご注意ください。

第16条（料金の支払方法）

月額課金SIMの利用料金は、当社が別途定める場合を除き、クレジットカードにより支払うものとし、その支払方法は当社に届け出たクレジットカード会社の規約に基づくものとします。

第17条（割増金）

月額課金 SIM の利用者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同様とします）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別途定める方法により支払うものとします。

第 18 条（延滞利息）

月額課金 SIM の利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。

第 3 節 エスモビサービス用 SIM

第 19 条（エスモビご利用約款）

エスモビサービス用 SIM の料金等の利用者は、その料金等について「エスモビご利用約款」に従うものとします。

第 4 章 利用方法

第 20 条（ユーザー登録）

1. 当社から利用者に対するサポートサービスを円滑にご提供するため、利用者は、当社が別途指定する登録（以下、「ユーザー登録」といいます）を行うものとします。
2. 当社は、サポートサービスのご提供にあたり、利用者がユーザー登録をしていない場合には、あらかじめユーザー登録をしていただくことをお願いすることがあります。

第 21 条（ユーザー登録の変更）

1. 利用者は、氏名、住所または連絡先メールアドレス、その他ユーザー登録をした内容に変更が生じた場合には、すみやかに変更内容を連絡または通知するものとします。
2. 当社から利用者に対する通知は、ユーザー登録の内容にもとづいて行い、かつ、それで足りるものとします。また、この通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとします。
3. 利用者は、本商品を貸与または譲渡する場合、事前に、自己の責任をもってユーザー登録情報を変更するものとします。

第 22 条（ユーザー情報の取扱い）

1. 当社は、ユーザー登録にかかる情報（以下、「ユーザー情報」といいます）を、善良な管理者としての注意をもって管理いたします。
2. 利用者は、当社がユーザー情報を以下の各号に定める目的に利用することがあることにつき、あらかじめ同意するものとします。

- (1) 当社が利用者に対し、本商品の追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知する場合
- (2) 当社が商品開発等の目的で本商品に関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する場合
- (3) 法令の規定にもとづき、利用または提供しなければならない場合
- (4) ユーザー情報の主体である利用者から事前の同意を得た場合

第23条（サポートサービス）

1. 当社は、利用者に対し、本商品の利用期間中、本商品に関するサポートサービスを提供いたします。
2. 当社が利用者に対しサポート情報の提供を行う場合、当社ウェブサイトにおいて告知し、または利用者に対し通知するものとします。

第24条（自己責任の原則）

1. 利用者は、本商品を利用して行った、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 利用者が本商品を利用して第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

第25条（ID情報の管理）

1. 利用者は、ID、パスワード、その他本商品を利用する権利を認識するに足りる情報（以下、「ID情報」という）を自己の責任において管理するものとします。利用者が法人または団体である場合、本商品1個に対するID情報は1つとし、法人または団体の管理担当者が管理するものとします。
2. 利用者は、当社が個別に承諾を与えた場合を除いて、ID情報を他者に使用させ、他者と共有し、または売買、譲渡もしくは貸与等をしてはならないものとします。
3. ID情報の管理および使用は利用者の責任とします。ID情報の使用上の過誤または他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。
4. 利用者のID情報をもって本商品が利用されたときには、その利用者自身の利用とみなされるものとします。
5. 利用者のID情報を使用し、利用者とは他者により同時に、または他者のみによって使用された場合、本商品の通常の機能が失われることがあります。

第26条（禁止事項）

利用者は、本商品を使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人（当社を含みます。以下同様とします）の知的財産権その他の権利を侵害する行為

- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 他人のウェブサイト等、本商品により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
- (8) 他人になりすまして本商品を使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）
- (9) 自己の ID 情報を他者と共有し、または、他者が共有しうる状態に置く行為
- (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (11) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメールを送信する行為
- (13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (14) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (15) 他人が管理するサーバ等に著しく負荷を及ぼす態様で本商品を使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (17) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
- (18) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為

第 27 条（他のインターネットサービス）

1. 利用者は、本商品を利用して当社以外の者が管理、運営するウェブサイト等のインターネット上のサービス（以下、「他のインターネットサービス」といいます）にアクセスする場合は、前条（禁止事項）各号に該当する行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用に係わる注意事項が表示されているときは、利用者はこれを遵守するものとします。

2. 当社は、他のインターネットサービスに関し、一切責任を負いません。
3. 利用者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第23条（自己責任の原則）が適用されることを承諾するものとします。
4. 当社は、利用者が本商品を利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

第28条（利用者の設備等にかかる維持責任）

利用者が本商品を利用するために必要となる通信端末機器その他の設備については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

第29条（著作権等）

1. 利用者は、本商品の利用に関して当社が利用者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報（以下、「ソフトウェア等」といいます）（映像、音声、文章等を含む。以下、同様とします）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社または当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 利用者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。利用者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等をウェブサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 利用者は、本商品の利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

第5章 利用の中断、一時中断、利用の停止および解除

第30条（利用の中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本商品の利用を中断することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第38条（通信利用の制限）により通信利用を制限するとき。
 - (3) 携帯電話事業者の規定により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、前項の規定により本商品の利用を中断するときは、第6条（当社からの告知）によりあらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 本条にもとづく利用の中断があっても、本商品の利用期間に変更はありません（利用の中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
4. 本条にもとづく利用の中断があっても、月額課金SIMの月額基本使用料は発生します。
5. 当社は、本条にもとづく利用の中断について、損害賠償または本商品の料金の全部または一部の返金・減額はいたしません。

第31条（利用者からの請求による利用の一時中断）

1. 当社は、利用者から当社所定の方法により請求があったときは、本商品の利用の一時中断を行います。
2. 前項にもとづく利用の一時中断を受けた利用者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 利用の一時中断および利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、利用者による利用であるか否かにかかわらず、利用者の負担とします。
4. 当社は、前項の規定により利用の一時中断または利用の一時中断の解除の手続きが完了したときは、第6条（当社からの告知）第2項によりその旨を利用者に通知いたします。ただし、やむを得ない場合には、同条第1項の方法により通知致します。
5. 利用の一時中断があっても、利用期間に変更はありません（利用の一時中断の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
6. 利用の一時中断があっても、月額課金SIMの月額基本使用料は発生します。

第32条（利用の停止）

1. 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、当該商品の利用を停止することがあります。
 - (1) 当該商品の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
 - (2) 申込みが必要な商品について、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。
 - (3) 第26条（禁止事項）の規定に違反したとき。
 - (4) 第34条（通信端末機器利用にかかる利用者の義務）の規定に違反し、商品を技術基準に適合しない機器で利用したとき。
 - (5) 当該商品により、本利用規定で禁止する行為が行われたとき。
 - (6) 当該商品により、当社の業務または本商品にかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。

- (7) 当該商品が他の利用者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
 - (8) 当該商品が違法な態様で使用されたとき。
2. 当社は、前項の規定により本商品の利用を停止するときは、原則として利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、ユーザー登録により利用者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
 3. 本条にもとづく利用の停止があっても、利用期間に変更はありません（利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
 4. 本条にもとづく利用の停止があっても、月額課金SIMの月額基本使用料は発生します。
 5. 当社は、本条にもとづく利用の停止について、損害賠償または本商品の料金の全部または一部の返金・減額はいたしません。

第33条（当社による利用契約の解除）

1. 当社は、前条（利用の停止）第1項の規定により当社商品の利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、利用者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、利用者が届け出たクレジットカードの会員資格が喪失された場合、クレジットカードの有効期限が満了している場合、クレジットカードの利用限度額を超過した場合、その他の事由によりクレジットカード会社（クレジットカード決済代行業者を含みます）から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、当社所定の基準により利用契約を解除することがあります。
4. 前条第2項および第3項の規定は、本条により当社が利用契約を解除する場合に準用します。

第6章 端末機器およびSIMカード

第34条（通信端末機器利用にかかる利用者の義務）

1. 利用者は、通信端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 利用者は、通信端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 通信端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して通信端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
 - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 通信端末機器に登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

第35条（修理）

利用者は、SIMカードの故障・破損等によりSIMカードを通信に利用することができなくなったときは、原則として当社のヘルプデスクを経由して、当社に対しかかるSIMカードの修理を請求することができます。修理の方法および費用等の詳細については、当社にお問い合わせください。

第36条（SIMカードの貸与）

1. SIMカードは当社から利用者に貸与されるものです。
2. 利用者は、貸与されたSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 利用者は、貸与されたSIMカードを改造してはならないものとします。
4. 利用者は、SIMカードに登録されている情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。
5. 利用者は、利用終了後、速やかにSIMカードを当社に返却するものとします。盗難・紛失・破損等によりSIMカードの返却ができない場合、紛失手数料として別途3,000円（税抜）をお支払いいただきます。
6. 盗難・紛失・破損等によるSIMカードの再発行には、手数料として別途3,000円（税抜）をお支払いいただきます。

第7章 ワイヤレスデータ通信

第37条（通信区域）

1. ワイヤレスデータ通信の通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。ワイヤレスデータ通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、ワイヤレスデータ通信が利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第38条（通信利用の制限）

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定にもとづく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第39条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定にもとづき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みま
3. 当社は、一つの通信について、その通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限することがあります。詳細については、別途定めるものとします。
4. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前4項の場合、利用者は、当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

第8章 保守

第40条（当社の維持責任）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第41条（修理または復旧）

1. 当社は、当社の提供する電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第42条（保証の限界）

1. 当社は、本商品による通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、本商品による通信の利用に関し、その通信の品質を保証することはできません。

3. 本サービスは、インターネット、コンピューター、通信回線等に関する最先端の技術および高度に複雑化されたネットワークを基に構成されるものです。当社は、本サービスに関して、利用者の快適な通信を維持するよう努めますが、完全な通信品質を保証することはできません。

第9章 損害の賠償

第43条（通信の利用不能による損害）

1. 当社は、通信を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により通信が全く利用できない状態（その商品にかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同様とします）となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用者の利用期間を延長する方法により、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合において延長する利用期間は、通信の提供を受けることができなかつた時間に相当する期間とします。ただし、利用者が通信の提供を受けることができなかつたことにより通常生ずべき損害を賠償するためには当該利用不能期間を超える利用期間を付与すべきであることを証明した場合には、その利用期間を付与することにより、その利用不能による損害を賠償します。
3. 当社は、携帯電話事業者の責めに帰すべき理由により通信の提供できなかった場合であつて携帯電話事業者から当社に対し損害が賠償された場合には、当該賠償額を通信の利用ができなかつた利用者全員に対する損害賠償の総額とし、利用期間に換算したうえで前項の損害を賠償します。
4. 前3項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合は適用しません。
5. 天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が通信を利用できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

第44条（本商品の利用または利用不能から派生した損害）

1. 当社は、利用者が本商品を利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本商品を利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本商品の不具合その他の瑕疵、利用者による本商品の利用もしくは利用不能、または利用者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずべき利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他利用者が被るべき一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第45条（損害賠償額の上限）

当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該利用者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第10章 サポート

第46条（サポート）

1. 当社は、利用者に対し、本商品の利用期間中、本商品の利用に関する技術サポートを提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
3. 当社は、利用者に提供している本商品のアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
4. 当社は、本商品の利用に関する一般的な技術情報を除く、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

第47条（情報の収集）

1. 当社は、本商品に関し、利用者へ技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。利用者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
2. 当社は、前項により当社が利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う利用者の本人確認、アフターサービス、新商品およびキャンペーン情報等のご案内ならびに商品開発およびサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、利用者を特定できる形で公開することはありません。

第11章 雑則

第48条（利用権の譲渡および名義変更）

利用者は、当社所定の手続により名義を変更した上、本商品および本サービスの利用権を譲渡することができます。

第49条（分離性）

本利用規定の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規定の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

第50条（準拠法）

本利用規定は、日本国法を準拠法とします。

第51条（協議）

当社および利用者は、本商品または本利用規定に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとし、

第52条（管轄裁判所）

当社および利用者は、本商品または本利用規定に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、

附則 本規約は、平成24年9月18日に制定された。

附則 本規約は、平成25年12月12日に改正された。

別表

<通信制限について>

回線	種類	プラン名	通信制限条件①		通信制限②	
LTE	月額	デイリー 30	当日の総量が 30MB を超えた場合	当日中 200kbps	なし	
		デイリー 75	当日の総量が 75MB を超えた場合			
		デイリー 115	当日の総量が 115MB を超えた場合			
		デイリー 150	当日の総量が 150MB を超えた場合			
		3DAYS 183	3日間の総量が 183MB を超えた場合	翌日中 100kbps		
3G	プリペイド	エスマビ SIM150K	月間の総量が 200MB を超えた場合	当該月内 100kbps	3日間で 183MB を超えた場合	
		エスマビ SIM300K	月間の総量が 400MB を超えた場合			
		エスマビ SIM FULL SPEED	月間の総量が 1000MB を超えた場合			
	プリペイド	エスマビ 6	月間の総量が 400MB を超えた場合	当該月内 100kbps	翌日中 100kbps	
		エスマビ 12				
	エスマビサービサ-ビス用	ノーマル	月間の総量が 400MB を超えた場合	当該月内 100kbps	なし	
		300K				

- ・上記の通信制限とは、利用者の一定期間に対する通信の総量が一定容量を超過する場合に、一定期間通信速度を制限することをいいます。
- ・SIMサイズには、標準・Micro・Nanoの3種類がありますが、サイズの違いによる通信制限の違いはありません。
- ・その他、エスマビ SIM150K、SIM300K、エスマビ SIM FULL SPEEDには、それぞれ 150kbps、300kbps、7.2Mbps を通信速度の上限とするという制限があります。